

第6回人権賞 受賞者 後藤昌次郎（弁護士）

【受賞理由】

「松川事件」をはじめとする多くの免罪事件において幾多の無罪判決を得て、捜査当局の見込操作や誤判の構造を厳しく弾劾するとともに、長年にわたる人権思想確立のための講演・執筆等の啓蒙活動に対して。

Q 1 どのようなきっかけから「受賞テーマ」に取り組むようになりましたか。

私が免罪事件、特に政治的弾圧事件と取り組んだ最初は「松川事件」であったが、司法修習を終えて入所した東京合同法律事務所が、当時死刑4名を含む2審有罪判決を覆すべく、総力を挙げて上告審闘争に立ち上がっていたところであり、その一員に加えてもらったことがきっかけとなった。

Q 2 その活動には、どのようなご苦労がありましたか。

弁護団の人々と共に大衆の力に支えられて闘ったのであり、個人として苦労といえるほどのものではない。権力の不正と闘うには大衆の力が必要である。大衆の力によって真実が発見され（松川事件の「諏訪メモ」のように）、そのことによって大衆の力がさらに組織化されるという相互作用によって、大衆的裁判闘争が発展するのである。そして、真実と人権を守るため、政党・政派・宗派を超えた人間としての連帯もその大事な要素として確信している。

Q 3 人権賞を受賞してどのような変化がありましたか。

身に過ぎた光栄ある賞だと思っているので、紹介されるときに「東弁人権賞受賞」と付け加えられることが「プラス効果」であり「マイナス効果」でもあると思っている。「あんな奴に与えられる賞か」と、賞の評価を下げるのではないよう心している。

Q 4 「受賞テーマ」はどのように発展・継承され、現在はどのような活動状況となっていますか。

警察・検察は悪い奴を取り締まる場所で、悪いことをするところではないという幻想が綻び、免罪者が救われる場合がわずかでも増えているのではないだろうか。しかし、さらに多くの無実の人々が冤罪に苦しみ、見捨てられているのではないかと思われる。逮捕されたり、自白したりすると真犯人と信じて疑わないマスコミと世間の風潮は根強く残っており、党派の偏見や思惑が先に立って真実と人間の侵害をまともに見ようとしない風潮も残っている。

Q 5 あなたにとって、いま最も関心のある「テーマ」は何ですか。

人間は、他の生物を殺さなくては（食べなくては）生きてゆくことができないが、人間を殺さなくても生きてゆくことができる。武力によって戦争を絶滅することはできないが、武力がなければ戦争はあり得ない。『断固憲法9条を守れ。』

Q 6 新たにはぐくむべき「人権」のテーマなど、今後の抱負や活動目標とともに
にお聞かせください。

戦争こそ人権破壊の最たるものである。それは直接人間の生命、身体、財産を破壊するだけでなく、戦争を合理化するために学問・思想・信条・結社・表現の自由をも圧殺する。

戦争と戦力の抛棄こそ人権擁護の核であり、平和に生きる権利の基礎であると思う。

その上に花咲いた学問・思想・信条・結社・表現の自由によって、あるべき自然との共生も達せられるであろう。